

指定就労移行支援ハートピア谷汲の杜 重要事項説明書

あなたに対する就労移行支援サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所が説明すべき内容は次の通りです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人大和社会福祉事業センター
法人所在地	岐阜県関市春里町3丁目3番34号
法人種別	社会福祉法人
代表者	理事長 大岩 寿喜子（おおいわ すきこ）
電話番号	0575-22-2377

2. 事業の目的と運営の方針

事業の種類	指定就労移行支援 平成24年4月1日指定
指定事業所番号	2112600263
事業の目的	就労を希望される65歳未満の障害のある方に対して、一般就労に必要な知識の習得及び、能力向上のための職業指導や生活支援、就職先の紹介や職場定着等の就労支援を行う。
事業所の名称	ハートピア谷汲の杜
管理者	柏尾 真道
サービス管理責任者	馬場 美江
事業所の所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲深坂1259
連絡先	電話番号 0585-56-1020
運営方針	○利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 ○地域との結び付きを重視し、市町をはじめ関係機関との連携に努める。 ○事業の実施にあたっては、関係法令を遵守する。
開設年月日	平成24年4月1日
定員	6名

3. サービスに係る施設・設備の概要

敷地面積	5578.06㎡
建物の構造	木造平屋建（床面積49.69㎡）
建物の構造	木造2階建（床面積98.403㎡）

おも せつび
○主な設備

せつび しゅるい 設備の種類	へやかず 室数	めん せき 面 積	び こう 備 考
さぎょうしつ 作業室	1 室	3 8 . 3 1 m ²	
きゅうけいしつ 休憩室	1 室	4 . 9 1 m ²	
こういしつ 更衣室	1 室	3 . 3 7 m ²	
パン う ば 売り場	1 室	5 0 . 1 5 m ²	
べんじょ 便所		1 . 6 5 m ²	
そうだんしつ 相談室	1 室	5 0 . 1 5 m ²	た じぎょうしょ きょうゆう 他事業所と共有
さぎょうしつ 作業室	1 室	2 9 . 8 1 m ²	
せんめいよ 洗面所	1 室	2 . 2 2 m ²	
こういしつ おとこ おんな 更衣室 (男、女)	2 室	3 . 3 1 m ²	
べんじょ おとこ おんな 便所 (男、女)	2 室	2 . 2 0 m ²	

4. サービス提供職員の設置状況
ていきよび せつち じょうきよう

しよく しゆ 職 種	いん すう 員 数	きんむ じかん 勤務時間
かんりしゃ 管理者	じょうきん めい けんむ 常勤1名 (兼務)	せいき きんむじかんだい 正規の勤務時間帯(8:00～17:00)
サー ビス かんりせきにんしゃ 管理責任者	じょうきん めい 常勤1名	せいき きんむじかんだい 正規の勤務時間帯(8:00～17:00)

しゅうろうしえんいん 就労支援員	ひ じょうきん めい 非常勤1名	せいき きんむじかんだい 正規の勤務時間帯(8:00～15:30)
しよくぎょうしどういん 職業指導員	ひ じょうきん めい 非常勤1名	せいき きんむじかんだい 正規の勤務時間帯(9:00～16:30)
せいかつしえんいん 生活支援員	じょうきん めい 常勤1名	せいき きんむじかんだい 正規の勤務時間帯(8:00～17:00)

5. サービス提供日とサービス提供時間
ていきよび ていきよびかん

しゅうろうちこう しえん
就労移行支援サービス

- (1) げつようび から きんようび ごぜん じ 時 0 0 分から ごご じ 時 3 0 分
月曜日から金曜日 午前9時00分から午後3時30分
- (2) ど ようび ごぜん じ 時 0 0 分から ごご じ 時 0 0 分 (ていきよび じぎょうけいかく もとづく。)
土曜日 午前9時00分から午後1時00分 (提供日は事業計画に基づく。)
- (3) こくみん しゅくじつ かき きゆうか ねんまつねんし のぞ
国民の祝日、夏期休暇、年末年始を除く。

6. サービスの実施地域および利用対象者
じつし ちいき りよう たいりようしゃ

じつし ちいき いびぐん あんばちぐん もとすし ぜんいき
実施地域は揖斐郡、安八郡、本巣市の全域とする。ただし実施地域以外の利用者に対し実施する場合もある。

りようしゃ たいりようしゃ ちてき しょうがい さいいじよう もの
利用者対象者は知的障害のある18歳以上の者としします。

7. サービスの内容

(1) 自立支援給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
個別支援計画の作成	利用者の希望や家族の意向を踏まえて、利用者の置かれている環境や日常生活全般の状況等を通じて課題を明らかにした上で、適切な支援内容の把握に基づいた到達目標を設定しケース会議を経て個別支援計画を作成します。
就労支援	2年間で就職することを目指して、公共職業安定所、障害者職業センター、就労支援センター等、関係機関と連携を取りながら、職場実習、求職活動、職場定着の支援等を行います。
職業指導	生産活動の機会を提供し、労働の意欲や知識、能力の向上を目指した職業指導を行います。 パン作業、清掃作業、門松作業 〈工賃の支払〉 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
生活支援	整容、食事、清掃、金銭感覚など、就労生活に必要な知識、能力向上のための生活支援を日常的に行います。
健康管理	月に1度体重、体脂肪測定日を設けて健康管理に努めます。 年に2度健康診断を行ない、健康管理に努めます。 常時は、衛生面(手洗い、うがい等)に気を配り疾病予防等に努めます。 また、緊急時必要により主治医等に責任を持って引き継ぎます。
送迎	利用者心身の特性を踏まえ、安全に移動が出来るよう支援を行います。
地域生活移行支援	利用者が地域で生活できるよう、外出、買い物、自活訓練等について心身の特性に応じた適切な支援を行います。
情報提供	利用者が望む情報に対して情報収集やその収集方法などについて支援します。

(2) 自立支援給付費対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	費用
食事の提供	利用者の希望に応じて、食事を提供します。	実費
生産活動 創作的活動 社会活動	生産活動、創作的活動及び社会活動にかかる費用で、材料費等、利用者に負担していただくことが適当であるものを負担していただきます。	実費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の希望によって、行事における材料費等、教養娯楽として必要なものを事業者が提供する場合に係る費用を負担していただきます。	実費

その他	サービス提供記録等の複写代。 証明書諸書類の発行代。 社会生活上の便宜にかかる費用。	じっぴ 実費 じっぴ 実費 じっぴ 実費
-----	--	---

8. 利用料金

「べつびよう」
〈別表〉をご参照ください。

9. 利用者の記録及び情報の管理

事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上で他の事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意に基づき情報提供を致します。

10. 緊急時及び事故発生時における対応

利用者の容態に急変が生じた場合及び事故等が生じた場合は、協力医療機関または利用者の指定する医療機関に連絡する等必要な措置を速やかに講じます。また利用者及びその家族の指定する者（身元保証人）に対して緊急に連絡します。

医療機関名	いびがわ診療所（ハートピア谷汲の杜 嘱託医）
主治医	にしわき けんたろう 西脇 健太郎
所在地	いびぐん いびがわちょう みわ ばんち 揖斐郡揖斐川町三輪2497番地
電話番号	0585-22-2000
診療科目	ないか げか しょうにか 内科・外科・小児科

※ 協力医療機関は、入院治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

11. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

そんがいほけんかいしゃめい 損害保険会社名	あいおいニッセイ 同和損害保険株式会社 どうわ そんがいほけん かぶしきがいしゃ
ほけん めい 保険名	しせつ しやうやしゃ ばいしよせきにんほけん 施設所有者賠償責任保険

12. 苦情等に関する相談窓口

とうじぎやうしよ 当事業所 くじやう そうだんまどぐち 苦情相談窓口	まどぐち たんとしや 窓口担当者 サービス管理責任者：馬場美江 かんり せきにんや ばば よしえ くじやう かいけつせきにんや 苦情解決責任者 管理者：柏尾真道 かんりしや はくびしんどう りよう じかん ご利用時間 8：00～17：00（日・祝祭日、ねんまつねんし きゆうじつ のぞ でんわ ばんごう 電話番号 0585-56-1020 ※担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。 ※苦情受付箱を設置しておきますのでご利用下さい。
だいせんしやいいん 第三者委員	ほんじぎやうしよ 本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の ちいき す いか かた だいせんしやいいん せんじん ちいき じゆうみん たちば ほんじぎやうしよ 立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいております。利用 いけん 者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます だいせんしやいいん （連絡先については、事業所に掲示してあります。） れんらくさき むらかみ ちゆういち 村上 忠一 TEL0575-49-3066 やまぎし みよこ 山岸 美代子 TEL0585-55-2138 すぎやま えいいち 杉山 英一 TEL0585-55-2840
ぎやうせいきかん 行政機関 うつけつまどぐち 受付窓口	いびがわちやう やくば 揖斐川町役場 いびぐんいびがわちやうみわ 揖斐郡揖斐川町三輪133 TEL0585-22-2111 おおのちやうやくば 大野町役場 いびぐんおおのちやうおおざおおの 揖斐郡大野町大字大野80 TEL0585-34-1111 もとす しやくしよ 本巣市役所 もとすししもくわ 本巣市下真桑1000 TEL058-323-7752 ごうどちやうやくば 神戸町役場 あんぱくぐんごうどちやうごうど 安八郡神戸町神戸1111 TEL0584-27-3111 いけだ ちやうやくば 池田町役場 いびぐん いけだちやうやくの い 揖斐郡池田町六之井1468-1 TEL0585-45-3111
けん まどぐち しょうかい 県の窓口を紹介	しょうざいち 所在地 ぎふし しもなら 岐阜市下奈良2-2-1 ぎふけん ふくし のうぎやかいかん 岐阜県福祉農業会館6F ぎふ けんしやかいふくし きやうぎかいふくし けんらんえいてきせいしか いいいんかい 岐阜県社会福祉協議会内 県運営適正化委員会 でんわ ばんごう 電話番号 058-273-1111

13. 虐待防止に関する相談窓口

とうじぎやうしよ ぎやくたぼうし かん 当事業所虐待防止に関する 相談窓口	まどぐち たんとしや 窓口担当者 サービス管理責任者：馬場美江 かんり せきにんや ばば よしえ りよう じかん ご利用時間 8：00～17：00（日・祝祭日、ねんまつねんし きゆうじつ のぞ でんわ ばんごう 電話番号 0585-56-1020
---	--

14. 非常災害時の対策

ひじやうじ - たいおう	べつと さだ 別途定める「ハートピア谷汲の杜 危機対応マニュアル」により、対応い たにぐみ もり きき たいおう
--------------	--

非常時の対応	たします。
へいじょう ぐんれん 平常時の訓練	べつと きだ 別途定める「ハートピア谷波の杜 消防計画」にのっとり、ひるま そうてい 昼間を想定し ひなん ぼうさいぐんれん りようしゃ かた さんか じっし た避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
ぼうさいせつび 防災設備	じどう かさい ほうち き ・自動火災報知器 あり（6カ所） ゆうどうとう ・誘導等 あり（2ヶ所） カーテン とう ふねん せい 等は不燃性のあるものを使用しております。
しょうぼういかくとう 消防計画等	しょうぼうしょ とどで ひ 消防署への届出日 :平成28年12月13日 ぼうか かんりしゃ 防火管理者 :管理者 柏尾 真道 (平成24年2月8日修了)

15. 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

らいほう 来訪	じぎょうしよえいぎじょうかんない へいじつ 事業所営業時間内（平日8：00～17：00）の間にお願ひします。
せつび きぐ りよう 設備・器具の利用	じぎょうしよ ない せつび きぐ ほんらい ようほう したが りよう くだ 事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反した ご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
きつえん 喫煙	き ばしよ ねが 決められた場所でお願ひします。
きちょうひんとう かんり 貴重品等の管理	も こ えんりよ 持ち込みはご遠慮いたします。
めいわくういどう 迷惑行為等	そうおんとうほか りようしゃ めいわく こうい えんりよねが 騒音等他の利用者に迷惑になる行為はご遠慮願ひます。

16. 第三者による評価の実施状況

だいさんしゃ ひょうか じっし じようきよう 第三者による評価の実施状況	1 あり	じっしび 実施日	
		ひょうかきかん めいしよう 評価機関名称	
		けつか かいじ 結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

ふそく
付則

この重要事項説明書は、平成24年 4月1日より施行する。
平成25年 3月1日改訂
平成26年 4月1日改訂
平成26年 9月1日改訂
平成27年 4月1日改訂
平成27年11月1日改訂
平成28年 4月1日改訂
平成29年 4月1日改訂
平成30年 4月1日改訂
令和元年10月1日改訂
令和3年 4月1日改訂
令和5年 4月1日改訂
令和6年 4月1日改訂

【別表】

利用料金

(1) 自立支援給付費対象サービスの料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

【サービス利用料金】 利用定員 21人以上40人以下

(円/日)

就労後6ヶ月以上定着した者の割合	(円/日)
就職後6ヶ月以上定着率が5割以上	10,550
就職後6ヶ月以上定着率が4割以上5割未満	8,810
就職後6ヶ月以上定着率が3割以上4割未満	7,430
就職後6ヶ月以上定着率が2割以上3割未満	6,490
就職後6ヶ月以上定着率が1割以上2割未満	5,240
就職後6ヶ月以上定着率が0割超1割未満	4,660
就職後6ヶ月以上定着率が0	4,320

※各種加算料金については、障害者総合支援法に定められた給付額とします。

(1単位：10円)

初期加算	利用者が生活介護事業の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を算定でき	30単位/日
送迎加算（Ⅰ）	1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定	21単位/日
欠席時対応加算	利用者が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に算定（月4回まで）	94単位/日
訪問支援特別加算	継続して利用する利用者が継続して5日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に算定	所要時間が1時間未満 187単位/回
		所要時間が1時間以上 280単位/回
利用者負担上限額管理加算	事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合に算定	150単位/月

ふくし せんもんしよはいち どうかさん 福祉専門職配置等加算Ⅰ	じょうきん せいかむえん いん しゃかいふくし し かいご ふくし せいしんほ 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保 けんふくし しかく ほゆうしゃ いじょうこよう ばあい さんてい 健福祉士の資格保有者 3 5%以上雇用されている場合に算定	1 5 単位/日 たんい にち
ふくし せんもんしよはいち どうかさん 福祉専門職配置等加算Ⅱ	じょうきん せいかむえん いん しゃかいふくし し かいご ふくし せいしんほ 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保 けんふくし しかく ほゆうしゃ いじょうこよう ばあい さんてい 健福祉士の資格保有者 2 5%以上雇用されている場合に算定	1 0 単位/日 たんい にち
ふくし せんもんしよはいち どうかさん 福祉専門職配置等加算Ⅲ	せいかむえん いん じょうきんよくいん いじょうまた きんぞく ねんじよう 生活支援員のうち、常勤職員が 7 5%以上又は勤続 3 年以上 じょうきんよくいん いじょうこよう ばあい さんてい の常勤職員が 3 0%以上雇用されている場合に算定	6 単位/日 たんい にち
しゅうろもえん かんけいけんしゅうりめいさん 就労支援関係研修修了加算	しゅうろもえん しゅうとく けんしゅう しゅうりめいどう しゅうろもえん いん 就労支援のノウハウを習得する研修の修了者等を就労支援員 ばあい さんてい として配置している場合に算定	6 単位/日 たんい にち
いこう じゅんびえん たいせいかさん 移行準備支援体制加算	いってい じょうけん み しょうば じっしゆまた きゅうしぎつどう じっし ば 一定の条件を満たし、職場実習又は求職活動等を実施した場 あい さんてい 合に算定	4 1 単位/日 たんい にち
ちいき れんけいかいぎ じっし かさん 地域連携会議実施加算（Ⅰ）	ちいき しゅうろもえん きかん どう れんけい おこな えん けいかくかいぎ 地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議におい かんり せきにんや かいぎ さんか ばあい さんてい て、サービス管理責任者が会議に参加した場合に算定	5 8 3 単位/回 たんい かい
ちいき れんけいかいぎ じっし かさん 地域連携会議実施加算（Ⅱ）	ちいき しゅうろもえん かん どう れんけい おこな えん けいかくかいぎ 地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議において、サ職業指導員、生活支援員又は就労支援 いとう かいぎさんか かいぎ ぜんこ かんせきにん じょうほうゆうゆうばあいさんてい 員等が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定	4 0 8 単位/回 たんい かい
ふくし かいご しょういんよくう かいぜん 福祉・介護職員処遇改善 加算（Ⅰ）	こうせいろうどうだいじん さだ きじゆん てきごう ふくし かいご しょういん 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等 ちんぎん かいげんや じっし とどうふけん ちじ とど の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届 で じぎょうしょ たい さんてい け出た事業所に対して算定	しよていたんい すう 所定単位数に 1 0 . 3 %を乗じ たんいすう さんてい た単位数で算定 じよう
ふくし かいご しょういんよくう かいぜん 福祉・介護職員処遇改善 加算（Ⅱ）	こうせいろうどうだいじん さだ きじゆん てきごう ふくし かいご しょういん 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等 ちんぎん かいげんや じっし とどうふけん ちじ とど の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届 で じぎょうしょ たい さんてい け出た事業所に対して算定	しよていたんい すう 所定単位数に 1 0 . 1 %を乗じ たんいすう さんてい た単位数で算定 じよう
ふくし かいご しょういんよくう かいぜん 福祉・介護職員処遇改善 加算（Ⅲ）	こうせいろうどうだいじん さだ きじゆん てきごう ふくし かいご しょういん 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を ちゅうしん じゅうぎもや ちんぎん かいげんや じっし 中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして とどうふけん ちじ また しょうそんちよう とど で じぎょうしょ たい さんてい 都道府県知事又は市町村長に届け出た事業所に対して算定	しよていたんい すう 所定単位数に 8 . 6 %を乗じた たんいすう さんてい 単位数で算定 じよう
ふくし かいご しょういんよくう かいぜん 福祉・介護職員処遇改善 加算（Ⅳ）	こうせいろうどうだいじん さだ きじゆん てきごう ふくし かいご しょういん 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を ちゅうしん じゅうぎもや ちんぎん かいげんや じっし 中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして とどうふけん ちじ また しょうそんちよう とど で じぎょうしょ たい さんてい 都道府県知事又は市町村長に届け出た事業所に対して算定	しよていたんい すう 所定単位数に 6 . 9 %を乗じた たんいすう さんてい 単位数で算定 じよう

利用者負担に関する月額上限

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

区 分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯（注1）	0円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます（注3）。	9,300円
一般 2	上記以外	37,200円

（注1）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね670万円以下が対象となります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 （施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児 （施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

(2) 自立支援給付費対象外サービスの料金

7. サービスの内容の（2）自立支援給付費対象外サービスに従ってを徴収いたします。

(3) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）の料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月の10日までにご請求しますので、20日までに以下の方法でお支払い下さい。

指定口座への振込み 大垣共立銀行 揖斐支店 当座 NO. 51701

社会福祉法人大和社会福祉事業センター 理事長 大岩 寿喜子